

広島県告示第三百五十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

平成二十六年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

豊田郡大崎上島町

二 調査を行った期間

平成二十三年七月から平成二十五年十二月まで

三 成果の名称

豊田郡大崎上島町地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

豊田郡大崎上島町東野の一部

五 認証年月日

平成二十六年四月十日